



市 章

大津市公報

平 成 27 年 3 月 16 日
号 外 (第 9 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

11	大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
12	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例	2
13	大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例	3
14	大津市行政手続条例の一部を改正する条例	3
15	大津市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	4
16	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例	4
17	大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
18	大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
19	大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	12
20	大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	12
21	大津市手数料条例の一部を改正する条例	12
22	大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
23	大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	14
24	大津市児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例	14
25	大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例	15
26	大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例	15
27	大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	15
28	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービ ス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
29	大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	16
30	大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	16
31	大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	17
32	大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	17
33	大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
34	大津市介護保険条例の一部を改正する条例	18
35	大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例	19
36	大津市都市公園条例の一部を改正する条例	19
37	大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例	20
38	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正 する条例	20
39	大津市建築基準条例の一部を改正する条例	21
40	大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	21
41	大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	21
42	大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	21
43	大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例	22
44	大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例	29
45	大津市市民プール条例の一部を改正する条例	29
46	大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	29

条 例

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第11号

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条中「588,000円」を「639,000円」に改める。

第4条の見出しを「(期末手当等の額)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第12号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

大津市職員分限懲戒審査委員会	一般職の職員の分限及び懲戒に関し必要な事項を審査等すること。	3人	学識経験を有する者
大津市民間提案型アウトソーシング事業審査委員会	事業者等からの提案を受けて外部委託等を行う事業の選定等のために必要な事項を審査等すること。	6人以内	学識経験を有する者及び市長が指名する市職員

別表市長の部大津市スポーツ推進審議会の項の次に次のように加える。

大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して大津市富士見市民温水プール整備・運営事業を実施するために必要な事項を審査等すること。	6人以内	学識経験を有する者及び市長が指名する市職員
---------------------------	--	------	-----------------------

別表市長の部大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会の項の次に次のように加える。

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づく特定教育 ・保育施設等の確認を受けて事業を行うために施設等の整備を行おうとする者及び本市から補助金の交付を受けて社会福祉施設等の整備を行おうとする者の事業計画を審査等すること。	8人以内	学識経験を有する者及び市長が指名する市職員
-----------------------	---	------	-----------------------

別表市長の部大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会の項の次に次のように加える。

大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会	民間の経営能力及び技術的能力を活用してごみ処理施設整備・運営事業を実施するために必要な事項を審査等すること。	8人以内	学識経験を有する者、環境衛生関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
-----------------------	--	------	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第13号

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第14号

大津市行政手続条例の一部を改正する条例

大津市行政手続条例(平成8年条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導(第30条~第36条)」を「第4章 行政指導(第30条~第36条) 第4章の2 処分等の求め(第36条の2)」に改める。

第2条第8号中「(第36条第1項ただし書においては、法令)」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改め、同項第11号中「、第36条に規定する苦情の申出の手続」を削る。

第31条第2項中「、又は第36条第1項の規定による苦情の申出をしたこと」を削る。

第33条中「第36条第1項ただし書」を「次条第2項」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

前号の条項に規定する要件

当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を次のように改める。

(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律、本市の条例又は滋賀県の条例に置かれているものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の相手方は、当該行政指導が当該法律、本市の条例又は滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

当該行政指導の内容

当該行政指導がその根拠とする法律、本市の条例又は滋賀県の条例の条項

前号の条項に規定する要件

当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由

その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、本市の条例又は滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第36条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

法令に違反する事実の内容

当該処分又は行政指導の内容

当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市市税条例の一部改正)

2 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第2条第10号」を「第2条第9号」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

大津市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第15号

大津市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

大津市交通安全対策会議条例(昭和45年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条中「建設部」を「市民部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第16号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)の一部を次のように改正する。

目次中「外部監察員」を「大津市公正職務審査委員会」に改める。

第13条第7項中「外部監察員(市と第23条に規定する外部監察契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある者をいう。以下同じ。)に協議又は支援」を「第23条第1項の規定により置かれる大津市公正職務審査委員会(以下同項を除き、「委員会」という。)に意見」に改める。

第14条第1項及び第2項中「コンプライアンス担当組織長又は外部監察員」を「委員会又はコンプライアンス担当組織長」に改める。

第15条第1項及び第2項を次のように改める。

委員会は、公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の必要があると認めるときは、速やかに、その旨をコンプライアンス担当組織長に報告するものとする。ただし、コンプライアンス担当組織長に報告することが適当でないと思料するときは、この限りでない。

2 コンプライアンス担当組織長は、公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の必要があると認めるときは、速やかに、その旨を委員会に報告するものとする。

第15条第3項を削り、同条第4項中「コンプライアンス担当組織長又は外部監察員」を「委員会又はコンプライアンス担当組織長」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加え、同条第5項を削る。

4 前項の場合において、委員会はコンプライアンス担当組織長に、コンプライアンス担当組織長は委員会に、それぞれ当該通報対象事実について調査の必要がないと認める旨を報告するものとする。

第16条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

前条第 1 項の規定により委員会が調査の必要があると認めた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）又は同条第 2 項の規定によりコンプライアンス担当組織長が調査の必要があると認めた場合における当該通報対象事実の調査は、市長が委員会の意見を聴いてコンプライアンス担当組織長又は当該通報に係る事務事業を所管するコンプライアンス推進員（第27条第 1 項に規定するコンプライアンス推進員をいう。以下同じ。）のうちから指名する者が行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項ただし書に規定する場合その他委員会が必要と認める場合は、あらかじめ市長に通知した上で、委員会が自ら通報対象事実の調査を行うことができる。

第16条第 3 項中「コンプライアンス担当組織長及びコンプライアンス推進員は、前 2 項の調査を行うときは」を「前 2 項の規定により通報対象事実の調査を行う者は」に改め、同条第 5 項中「当該執行機関等」を「委員会」に改める。

第17条第 1 項中「執行機関等」を「委員会」に、「前条第 5 項」を「前条第 2 項の規定による通報対象事実の調査を終えたとき、又は同条第 5 項」に改め、同条第 2 項中「執行機関等」を「委員会」に、「措置が講じられるべき者」を「勧告に係る措置の対象となる者」に改め、同条第 3 項中「執行機関等」を「委員会」に改め、「場合は」の次に「、執行機関等に対し」を加え、「講じなければならない」を「講ずるよう勧告するものとする」に改め、同条第 4 項から第 6 項までを次のように改め、同条第 7 項及び第 8 項を削る。

4 執行機関等は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告を踏まえて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じ、その内容を委員会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。ただし、当該公益目的通報が第 2 条第 8 号イに規定するものに対するものであって、市民全体の公益に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、公表することを要しない。

5 委員会は、前項の規定により執行機関等が講じた措置により通報対象事実に係る行為の是正等が図られているかについて適宜確認し、必要があると認めるときは、執行機関等に対し、更に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 第 4 項の規定は、執行機関等が前項の勧告を受けた場合について準用する。

第18条中「執行機関等」を「委員会」に改め、「ときは」の次に「、執行機関等に対し」を加え、「講ずる」を「講ずるよう勧告する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 執行機関等は、前項の勧告を受けたときは、当該勧告を踏まえて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

第19条第 1 項本文を次のように改め、同条第 2 項を削る。

委員会は、第17条第 1 項の規定により通報対象事実がないと決定したとき、又は同条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その旨を公益目的通報者に通知しなければならない。

第21条第 1 項中「コンプライアンス担当組織長又は外部監察員」を「委員会又はコンプライアンス担当組織長」に改める。

第22条を次のように改める。

（不利益取扱いの是正措置等）

第22条 委員会は、前条第 1 項の申出を行った者（第 3 項において「申出者」という。）が公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、執行機関等に対し、速やかに是正又は防止のための必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

2 執行機関等は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告を踏まえて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じ、その内容を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を受けたときは、その旨を申出者に通知しなければならない。

第 5 章を次のように改める。

第 5 章 大津市公正職務審査委員会

（委員会の設置等）

第23条 公益目的通報及び不当要求行為等に適切に対処するため、市長の附属機関として大津市公正職務審査委員会を置く。

2 委員会は、この条例によりその権限に属するものとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

公益目的通報に関する事項

不当要求行為に関する事項

前2号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関し必要な事項

- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、大津市長等倫理条例(平成27年条例第1号)によりその権限に属するものとされた事項を処理するものとする。
- 4 委員会は、第2項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。
(委員会の組織)

第24条 委員会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置く。
- 6 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
(委任)

第25条 前2条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる要望等及び公益目的通報について適用する。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第17号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条第1項第2号中「834,000円」を「897,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第18号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第18条の2に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)
前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
再任用職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	142,100	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	143,200	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	144,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	145,400	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	146,500	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	147,900	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	149,200	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	150,500	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	151,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	153,300	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	154,800	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	156,400	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	157,700	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	159,200	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	160,700	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	162,200	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	163,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	166,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	168,900	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	171,500	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	174,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	175,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	177,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	179,300	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	180,800	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	182,600	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	184,400	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	186,100	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	187,700	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	189,500	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	191,300	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	193,100	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	194,700	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	196,500	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	198,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	200,100	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	201,800	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	203,600	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	205,400	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	207,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	208,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	210,400	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	212,100	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	213,900	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	215,600	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	217,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	219,000	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100			

48	207,700	220,600	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	222,200	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	223,900	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	225,600	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	227,200	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	228,700	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	230,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	231,800	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	233,200	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	234,600	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	235,800	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	237,000	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	238,300	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	239,600	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	241,000	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	242,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	243,600	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	244,600	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	246,100	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	247,700	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	249,200	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	250,600	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	252,000	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	253,400	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	254,800	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	256,000	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	257,300	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	258,700	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	260,100	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	261,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	262,500	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	263,800	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	265,100	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	266,200	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	267,300	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	268,600	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	269,900	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	271,000	336,800	375,400	388,700	407,900	
86		272,000	337,200	375,900	389,000		
87		273,100	337,700	376,300	389,300		
88		274,200	338,100	376,700	389,500		
89		275,400	338,400	377,100	389,700		
90		276,400	338,800	377,600	390,000		
91		277,300	339,300	378,000	390,300		
92		278,300	339,700	378,400	390,500		
93		279,100	339,900	378,700	390,700		
94		280,000	340,300				
95		280,800	340,800				
96		281,700	341,200				
97		282,700	341,300				
98		283,500	341,800				
99		284,300	342,200				
100		285,100	342,500				

101	285,900	342,800							
102	286,400	343,200							
103	286,800	343,600							
104	287,300	344,000							
105	287,400	344,500							
106	287,800	344,900							
107	288,000	345,300							
108	288,400	345,700							
109	288,600	346,200							
110	288,800	346,600							
111	289,200	346,900							
112	289,500	347,200							
113	289,800	347,700							
114	290,100								
115	290,400								
116	290,800								
117	291,100								
118	291,500								
119	291,800								
120	292,200								
121	292,300								
122	292,500								
123	292,900								
124	293,300								
125	293,500								
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第 2 イを次のように改める。

イ 医療職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000	

21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		

	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
	81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
	82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
	83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
	84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
	86		287,200	323,100	344,000			
	87		287,400	323,300	344,300			
	88		287,600	323,700	344,600			
	89		288,000	324,100	345,000			
	90		288,200	324,500	345,300			
	91		288,400	324,900	345,700			
	92		288,600	325,300	346,000			
	93		289,000	325,600	346,400			
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(平成26年度における職員の給与の特例に関する条例(平成26年条例第9号)第3条の規定により減額される前の給料月額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第19号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項及び第2項」を「以下この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び同条第2項」に改める。

第6条の4第1項第1号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第6項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第20号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会委員長の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中における教育委員会委員長に対する報酬の支給については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第21号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び第2号」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「及び第2号」を削り、同項ただし書を削る。

別表第19項第1号の表を次のように改める。

床面積の合計	金額(1件につき)
30平方メートル以内のもの	17,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、12,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	40,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、27,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	53,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、35,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	93,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	140,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	290,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	780,000円

備考 この表の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(ア) 建築物を建築する場合(イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(イ) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更(以下この備考において「計画の変更」という。)をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(イ)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) 計画の変更をして、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表第19項第1号の2を削り、同項第4号から同項第8号までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項第9号から同項第11号までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項第12号中「第18条第22項」を「第18条第24項」に、「仮使用承認申請」を「仮使用の認定の申請」に改め、同表第51項中「。この場合における同号の規定の適用については、同号の表のイ項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の108を乗じて得た金額」とする。」を削り、同表第52項第1号イ並びに第60項第2号及び第4号中「。この場合における同号の規定の適用については、同号の表イの項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の108を乗じて得た金額」とする。」を削る。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第22号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「消化器内科」を「消化器内科 消化器外科」に、「小児科」を「小児科 小児循環器

内科」に、「形成外科」を「形成外科 病理診断科 乳腺外科 救急科 緩和ケア内科」に改め、同条第 3 項中「第 8 条の 2 第 4 項」を「第 8 条の 2 第 3 項」に、「同条第 5 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション及び同条第 6 項」を「同条第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション及び同条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 3 月 16 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 23 号

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成 7 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 26 項」に、「同条第 27 項」を「同条第 28 項」に改める。

第 3 条第 5 項中「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 26 項」に、「第 8 条の 2 第 8 項」を「第 8 条の 2 第 6 項」に、「同条第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護」を「同条第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護」に改める。

附 則

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 3 条第 5 項の改正規定（「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 26 項」に改める部分を除く。）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例を公布する。

平成 27 年 3 月 16 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 24 号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例

（大津市児童福祉施設条例の一部改正）

第 1 条 大津市児童福祉施設条例（昭和 44 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「大津市保育の実施に関する条例（昭和 62 年条例第 3 号）第 2 条に規定する基準に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する支給認定子ども（同法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては、同法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を提供する必要があると市長が認める場合に限る。以下同じ。）

法第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置が必要であると市長が認める児童（前号に掲げる者を除く。）

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（保育料）

第 4 条 保育所における保育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者（子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、同法第 27 条第 3 項第 1 号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において規則で定める額（特別利用保育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者にあっては、同法附則第 9 条第 1 項第 2 号口の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号口に掲げる額の合計額の範囲内において規則で定める額）の保育料を市に納付しなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の保育料を減額し、又は免除することができる。

（延長保育料）

第 5 条 延長保育（市長が必要と認める 1 日当たりの保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）を受け
る児童の保護者（子ども・子育て支援法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）は、規則で定めるところ
により、次の各号に掲げる 1 日当たりの延長保育の保育時間の区分に応じ、当該各号に定める額の延長保育
料を市に納付しなければならない。

30 分まで 月額 1,000 円

30 分を超え 60 分まで 月額 2,000 円

(大津市保育の実施に関する条例及び大津市児童福祉負担金条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

大津市保育の実施に関する条例(昭和62年条例第3号)

大津市児童福祉負担金条例(平成12年条例第4号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市児童福祉負担金条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前の助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施に係る負担金については、なお従前の例による。

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第25号

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

大津市立母子生活支援施設条例(平成22年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第2号に規定する保育認定子どもであって、法第24条第4項に規定する保育の利用ができていないものであること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第26号

大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

大津市子育て総合支援センター条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第24条第2項に規定する」を「第24条第1項の規定による保育所における」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第27号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例(平成12年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「登録」を「登録等」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該保護者は、児童に夏季休業期間保育(小学校等の夏季における休業日において行う短時間の保育をいう。以下同じ。)を受けさせようとするときは、通所登録の申請の際にその旨を申し出なければならない。

第6条に次の1項を加える。

2 夏季休業期間保育の保育時間は、午前8時から午後3時まで(土曜日にあつては、午前8時30分から午後3時まで)とする。

第10条第1項中「毎月」の次に「(夏季休業期間保育を受ける者の保護者にあつては、当該期間について)、」を加え、同条第2項中「保育料」を「前項の保育料」に改め、「月額10,000円」の次に「(夏季休業期間保育を受ける者にあつては、当該期間につき10,000円)」を加え、同項ただし書中「月の途中」を「月(夏季休業期間保育にあつては、当該期間。以下この項において同じ。)の途中」に改め、「500円」の次に「(夏季

休業期間保育にあっては、350円)」を加える。

第12条第1項第2号及び第3号中「2,000円」の次に「(夏季休業期間保育を受ける者の保護者にあつては、当該期間につき2,000円)」を加え、同項第4号中「全月」の次に「(夏季休業期間保育を受ける者にあつては、当該期間の全期間)」を、「当該月分」の次に「(夏季休業期間保育にあつては、当該期間分)」を加える。

第13条中「保護者」の次に「(夏季休業期間保育を受ける者の保護者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第28号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第29号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項第1号の改正規定中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める部分は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第30号

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第23条第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に、「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第23条第1号の改正規定（「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行する。

大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第31号

大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業」に改める。

第8条第2項第1号中「又は同法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準」を削り、「の額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）附則第6条に規定する日までの間における改正後の大津市老人福祉センター条例の適用については、第3条第2項中「同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」と、第8条第2項第1号中「同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とあるのは「旧介護保険法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第32号

大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

大津市老人デイサービスセンター条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業」に改める。

第8条第2項第1号中「又は同法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準」を削り、「の額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）附則第6条に規定する日までの間における改正後の大津市老人デイサービスセンター条例の適用については、第3条第1項中「同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」と、第8条第2項第1号中「同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とあるのは「旧介護保険法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第33号

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第36号)の一部を次のように改正する。
第4条の2中「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に、「介護予防訪問看護及び同条第6項」を「介護予防訪問看護及び同条第5項」に改める。

第5条第1項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第34号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第115条の48」を「第115条の49」に改める。

第15条を次のように改める。

(保険料率)

第15条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料の保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

政令第39条第1項第1号に掲げる者 36,900円

政令第39条第1項第2号に掲げる者 55,350円

政令第39条第1項第3号に掲げる者 55,350円

政令第39条第1項第4号に掲げる者 59,040円

政令第39条第1項第5号に掲げる者 73,800円

次のいずれかに該当する者 83,394円

ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が1,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

次のいずれかに該当する者 88,560円

ア 合計所得金額が1,000,000円以上1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

次のいずれかに該当する者 99,630円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

次のいずれかに該当する者 114,390円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

次のいずれかに該当する者 129,150円

ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護

を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。))、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

次のいずれかに該当する者 147,600円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

次のいずれかに該当する者 162,360円

ア 合計所得金額が7,500,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

前各号のいずれにも該当しない者 169,740円

第17条第3項中「八」を「二」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第15条第5号イ、第6号イ」を「第15条第6号イ」に、「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第6条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定により、平成29年3月31日までの間は行わないこととする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第35号

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

大津市企業立地促進条例(平成18年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「重点区域企業立地促進助成金」の次に「、大規模工場等建設助成金又は工場等建設助成金」を、「5年」の次に「(大規模工場等建設助成金又は工場等建設助成金にあっては、4年)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に認定を受けた認定事業者に係る助成金について適用し、同日前に認定を受けた認定事業者に係る助成金については、なお従前の例による。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第36号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例(昭和40年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表中「小学校若しくは」を「小学校の児童、」に改め、同項の表備考第3項を次のように改める。

- 3 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 3 月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第37号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成 9 年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「12,220円」を「8,000円」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

- 6 市長は、駐車開始の時から翌日の午前 0 時までの間の明日都浜大津公共駐車場の使用（公共交通機関（市長が適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド 1 日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド 1 日駐車券の額は、500円とする。

第 4 条第 2 項及び第 6 条中「1 日駐車券」を「パークアンドライド 1 日駐車券」に改める。

別表大津京駅前公共駐車場の項中「150円」の次に「（1 回の駐車に係る 1 日（午前 0 時から翌日の午前 0 時までをいう。以下同じ。）の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円を上限とする。）」を加え、同表明日都浜大津公共駐車場の項中「午後 7 時から翌日の午前 9 時までの夜間については、500円」を「1 回の駐車に係る 1 日の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円」に改め、同表大津駅南口公共駐車場の項中「80円）」の次に「（1 回の駐車に係る 1 日の駐車料金の額が1,050円を超える場合における当該超える日については、1,050円を上限とする。）」を加え、同表膳所駅前公共駐車場の項中「150円」の次に「（1 回の駐車に係る 1 日の駐車料金の額が900円を超える場合における当該超える日については、900円を上限とする。）」を加える。

附 則

- この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第 3 条の規定にかかわらず、当分の間、市長は、駐車開始の時から翌日の午前 0 時までの間の大津駅南口公共駐車場の使用について 1 日駐車券を発行することができるものとし、1 日駐車券の額は、5 枚綴り 5,140円とする。
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

道路法第24条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 3 月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第38号

道路法第24条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

道路法第24条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成 8 年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

駐車料金の額は、1 回につき駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円とする。ただし、1 回の駐車に係る 1 日（午前 0 時から翌日の午前 0 時までをいう。）の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円を上限とする。

第 3 条に次の 3 項を加える。

- 市長は、駐車場の屋上部分に限る使用について有効期間を 1 か月とする屋上定期駐車券を発行することができるものとし、屋上定期駐車券の額は、15,420円とする。
- 市長は、午後 6 時から翌日の午前 8 時までの夜間に限る駐車場の使用について有効期間を 1 か月とする夜間定期駐車券を発行することができるものとし、夜間定期駐車券の額は、8,000円とする。
- 市長は、駐車開始の時から翌日の午前 0 時までの間の駐車場の使用（公共交通機関（市長が適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド 1 日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド 1 日駐車券の額は、500円とする。

第 4 条第 2 項及び第 6 条中「及び定期駐車券」を「、定期駐車券、屋上定期駐車券、夜間定期駐車券及びパークアンドライド 1 日駐車券」に改める。

附則第 2 項から第 5 項までを削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

- この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第39号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第32条第1項中「出水()及び()」を削る。

附 則

この条例は、滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第40号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条第1項中「736,000円」を「794,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第41号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「または」を「又は」に改め、「の職」を削り、「もの」を「職にあるもの(次条において「管理職員」という。)」に改める。

第3条の3中「日をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「前条の管理職手当の支給対象となる職員」を「管理職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等(週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。)以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対して支給する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第42号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項の規定に基づき」を削る。

第 2 条中「、地域手当」を削る。

第 3 条第 1 項中「736,000円」を「794,000円」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「他の」、「及び地域手当」及び「の合計額」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「他の」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 5 条及び第 6 条中「他の一般職」を「一般職」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 3 月 16 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第43号

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

ア 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800
	2	152,400	168,800	287,500
	3	153,900	170,900	290,400
	4	155,400	173,100	293,100
	5	157,100	175,100	295,700
	6	159,000	177,300	298,100
	7	160,800	179,500	300,600
	8	162,600	181,700	303,200
	9	164,400	184,000	305,700
	10	166,500	186,800	308,500
	11	168,500	189,500	311,300
	12	170,500	192,200	314,200
	13	172,500	195,100	316,800
	14	174,700	196,800	319,000
	15	176,900	198,400	321,200
	16	179,100	200,100	323,500
	17	181,400	201,900	325,800
	18	184,000	203,600	328,000
	19	186,500	205,300	330,300
	20	189,000	206,900	332,500
	21	191,500	208,700	334,800
	22	193,200	210,600	337,000
	23	194,900	212,500	339,300
	24	196,600	214,400	341,600
	25	198,100	216,100	343,700
	26	199,700	218,100	345,500
	27	201,300	220,100	347,400
	28	202,800	222,100	349,300
	29	204,500	224,000	351,200
30	206,200	226,700	353,000	

31	207,900	229,400	354,700
32	209,600	232,100	356,600
33	211,100	234,700	358,300
34	212,800	237,500	360,000
35	214,500	240,100	361,700
36	216,200	242,800	363,500
37	217,700	245,400	365,400
38	219,400	247,900	366,900
39	221,100	250,400	368,500
40	222,800	252,900	370,100
41	224,400	255,600	371,400
42	226,100	258,000	372,800
43	227,700	260,300	374,300
44	229,300	262,600	375,800
45	231,000	264,900	377,300
46	232,500	267,200	378,900
47	234,000	269,400	380,500
48	235,400	271,600	382,000
49	237,000	274,000	383,400
50	238,400	276,000	384,900
51	240,000	278,100	386,400
52	241,200	280,200	387,800
53	242,500	282,200	389,000
54	244,000	284,800	390,300
55	245,300	287,200	391,400
56	246,600	289,700	392,500
57	248,000	291,900	394,000
58	249,200	294,500	395,200
59	250,400	297,000	396,400
60	251,700	299,700	397,700
61	253,100	302,100	398,900
62	254,500	304,500	399,900
63	255,800	307,000	401,300
64	256,800	309,400	402,600
65	257,800	311,800	403,800
66	259,300	314,000	404,900
67	260,900	316,100	406,100
68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200
70	265,500	322,700	409,400
71	267,000	324,900	410,600
72	268,500	326,900	411,800
73	269,700	329,100	412,400
74	270,900	331,200	413,200
75	272,200	333,400	413,900
76	273,500	335,600	414,400
77	274,900	337,400	414,700
78	276,000	339,300	415,100
79	277,200	341,200	415,500
80	278,400	343,000	415,900
81	279,700	344,800	416,200

82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300
85	284,100	351,500	417,600
86	285,000	353,100	418,000
87	286,000	354,800	418,400
88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300
91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800
93	291,300	363,300	420,000
94	292,000	364,600	
95	292,800	365,900	
96	293,600	367,100	
97	294,400	368,100	
98	295,200	369,100	
99	296,000	370,100	
100	296,700	371,100	
101	297,600	372,000	
102	298,100	373,000	
103	298,600	374,000	
104	299,100	375,000	
105	299,300	375,800	
106	299,700	376,700	
107	300,000	377,600	
108	300,200	378,600	
109	300,400	379,400	
110	300,600	380,400	
111	300,900	381,400	
112	301,200	382,400	
113	301,400	383,000	
114	301,600	383,900	
115	301,800	384,800	
116	302,100	385,700	
117	302,400	386,500	
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	
125	304,400	392,200	
126		392,900	
127		393,400	
128		394,000	
129		394,700	
130		395,300	
131		395,800	
132		396,300	

	133		396,600	
	134		396,900	
	135		397,200	
	136		397,500	
	137		397,800	
	138		398,100	
	139		398,400	
	140		398,700	
	141		399,000	
	142		399,300	
	143		399,600	
	144		399,900	
	145		400,100	
	146		400,400	
	147		400,700	
	148		400,900	
	149		401,100	
	150		401,400	
	151		401,700	
	152		401,900	
	153		402,100	
	154		402,400	
	155		402,700	
	156		402,900	
	157		403,100	
再任用職員		222,900	268,800	322,100

備考

1 この表は、教員に適用する。

2 その属する職務の級が 3 級である教員の給料月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	321,200	424,400
16	179,100	200,100	323,500	425,800	

17	181,400	201,900	325,800	427,000
18	184,000	203,600	328,000	428,300
19	186,500	205,300	330,300	429,500
20	189,000	206,900	332,500	430,800
21	191,500	208,700	334,800	431,900
22	193,200	210,600	337,000	433,100
23	194,900	212,500	339,300	434,400
24	196,600	214,400	341,600	435,700
25	198,100	216,100	343,700	437,000
26	199,700	218,100	345,500	438,200
27	201,300	220,100	347,400	439,200
28	202,800	222,100	349,300	440,300
29	204,500	224,000	351,200	441,500
30	206,200	226,700	353,000	442,300
31	207,900	229,400	354,700	443,100
32	209,600	232,100	356,600	444,000
33	211,100	234,700	358,300	444,900
34	212,800	237,500	360,000	445,400
35	214,500	240,100	361,700	445,900
36	216,200	242,800	363,500	446,400
37	217,700	245,400	365,400	446,900
38	219,400	247,900	366,900	
39	221,100	250,400	368,500	
40	222,800	252,900	370,100	
41	224,400	255,600	371,400	
42	226,100	258,000	372,800	
43	227,700	260,300	374,300	
44	229,300	262,600	375,800	
45	231,000	264,900	377,300	
46	232,500	267,200	378,900	
47	234,000	269,400	380,500	
48	235,400	271,600	382,000	
49	237,000	274,000	383,400	
50	238,400	276,000	384,900	
51	240,000	278,100	386,400	
52	241,200	280,200	387,800	
53	242,500	282,200	389,000	
54	244,000	284,800	390,300	
55	245,300	287,200	391,400	
56	246,600	289,700	392,500	
57	248,000	291,900	394,000	
58	249,200	294,500	395,200	
59	250,400	297,000	396,400	
60	251,700	299,700	397,700	
61	253,100	302,100	398,900	
62	254,500	304,500	399,900	
63	255,800	307,000	401,300	
64	256,800	309,400	402,600	
65	257,800	311,800	403,800	
66	259,300	314,000	404,900	
67	260,900	316,100	406,100	
68	262,400	318,300	407,200	

	69	264,000	320,600	408,200
	70	265,500	322,700	409,400
	71	267,000	324,900	410,600
	72	268,500	326,900	411,800
	73	269,700	329,100	412,400
	74	270,900	331,200	413,200
	75	272,200	333,400	413,900
	76	273,500	335,600	414,400
	77	274,900	337,400	414,700
	78	276,000	339,300	415,100
	79	277,200	341,200	415,500
	80	278,400	343,000	415,900
	81	279,700	344,800	416,200
	82	280,700	346,600	416,600
	83	281,900	348,300	417,000
	84	283,100	350,100	417,300
	85	284,100	351,500	417,600
	86	285,000	353,100	418,000
	87	286,000	354,800	418,400
	88	287,000	356,300	418,700
	89	288,100	357,700	419,000
	90	289,000	359,000	419,300
	91	289,900	360,400	419,600
	92	290,800	361,800	419,800
	93	291,300	363,300	420,000
	94	292,000	364,600	
	95	292,800	365,900	
	96	293,600	367,100	
	97	294,400	368,100	
	98	295,200	369,100	
	99	296,000	370,100	
	100	296,700	371,100	
	101	297,600	372,000	
	102	298,100	373,000	
	103	298,600	374,000	
	104	299,100	375,000	
	105	299,300	375,800	
	106	299,700	376,700	
	107	300,000	377,600	
	108	300,200	378,600	
	109	300,400	379,400	
	110	300,600	380,400	
	111	300,900	381,400	
	112	301,200	382,400	
	113	301,400	383,000	
	114	301,600	383,900	
	115	301,800	384,800	
	116	302,100	385,700	
	117	302,400	386,500	
	118	302,700	387,200	
	119	303,000	388,000	

	120	303,300	388,800		
	121	303,400	389,400		
	122	303,600	390,200		
	123	303,900	390,900		
	124	304,200	391,600		
	125	304,400	392,200		
	126		392,900		
	127		393,400		
	128		394,000		
	129		394,700		
	130		395,300		
	131		395,800		
	132		396,300		
	133		396,600		
	134		396,900		
	135		397,200		
	136		397,500		
	137		397,800		
	138		398,100		
	139		398,400		
	140		398,700		
	141		399,000		
	142		399,300		
	143		399,600		
	144		399,900		
	145		400,100		
	146		400,400		
	147		400,700		
	148		400,900		
	149		401,100		
	150		401,400		
	151		401,700		
	152		401,900		
	153		402,100		
	154		402,400		
	155		402,700		
	156		402,900		
	157		403,100		
再任用職員		222,900	268,800	322,100	402,900

備考

1 この表は、指導主事に適用する。

2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な

調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(平成26年度における職員の給与の特例に関する条例(平成26年条例第9号)第3条の規定により減額される前の給料月額とする。)に達しないこととなるもの(教育委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第44号

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例

大津市教育相談センター条例(平成11年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は保育所」を「、保育所又は幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市市民プール条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第45号

大津市市民プール条例の一部を改正する条例

大津市市民プール条例(昭和50年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項を次のように改める。

- 1 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第46号

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表1中「66,000円」を「91,000円」に、「52,500円」を「67,500円」に、「37,000円」を「50,000円」に、「27,000円」を「38,500円」に、「22,000円」を「27,500円」に、「20,000円」を「24,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。